

令和2年第7回穴水町議会12月定例会議録

招 集 年 月 日 令和2年11月30日(金)  
 招 集 場 所 穴水町地域情報センター 2階 研修室  
 出 席 議 員 (10名) 議長 吉 村 光 輝 副議長 佐 藤 豊  
 2番 湯 口 かをる 7番 伊 藤 繁 男  
 3番 田 方 均 8番 小 泉 一 明  
 5番 山 本 祐 孝 9番 小 坂 孝 純  
 6番 大 中 正 司 10番 浜 崎 音 男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	関 則 生	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い っ ぽ 健 康 課 長	笹 谷 映 子	合 務 局 長	東 重 雄
い っ ぽ 福 祉 課 長	佐 藤 栄	上 下 水 道 課 長	

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 係長 三宅 成子 主事 木場 早雪

## 令和 2 年第 7 回穴水町議会12月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第 1 日	1 1 月 3 0 日	月	午前 1 0 時～	(開 会) 第 1、会議録署名議員の指名 第 2、会期の決定 第 3、町長提出議案等の提案理由の説明 第 4、給与条例等改正案採決 第 5、議員提出議案等の提案理由の説明 第 6、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第 2 日	1 2 月 1 日	火		休 会
第 3 日	1 2 月 2 日	水		休 会
第 4 日	1 2 月 3 日	木		休 会
第 5 日	1 2 月 4 日	金	午後 1 時 3 0 分～	(本会議再開) 第 1、一般質問 第 2、議案等に対する質疑 第 3、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第 6 日	1 2 月 5 日	土		休 会
第 7 日	1 2 月 6 日	日		休 会
第 8 日	1 2 月 7 日	月		休 会
第 9 日	1 2 月 8 日	火	午前 1 0 時～ 午後 1 時 3 0 分～	教育民生常任委員会 総務産業建設常任委員会
第 1 0 日	1 2 月 9 日	水		休 会
第 1 1 日	1 2 月 1 0 日	木	午前 1 0 時 0 0 分～	(本会議再開) 第 1、付託議案等の委員長報告 第 2、委員長報告に対する質疑 第 3、討論・採決 第 4、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

**町長から本会議に提出された議案は、次の14件であった**

- 議案第62号 令和2年度穴水町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第63号 令和2年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和2年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 令和2年度穴水町病院事業会計補正予算（第6号）
- 議案第66号 令和2年度穴水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 穴水町議会議員及び穴水町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について
- 議案第68号 穴水町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第69号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 穴水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の為に固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 輪島市穴水町環境衛生施設組合格約の変更について

**町長から本会議に提出された諮問は、次の1件であった**

- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

**本会議に提出された議案は、次の1件であった**

- 発議第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について

**本会議に提出された議会報告は、次2件であった**

- 議会報告第6号 例月出納検査の結果報告について
- 議会報告第7号 令和2年度定期監査の結果報告について

## ◎議事日程

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明
- 日程第4、議員提出議案等の提案理由の説明
- 日程第5、諸般の報告

## 議 事 の 経 過

### ◎開会

---

(午前10時00分開会)

#### ○議長（吉村光輝）

ただ今から、令和2年第7回穴水町議会12月定例会を開会いたします。  
ただ今の出席議員数は、10名であります。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（吉村光輝）

これより、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番小泉一明君及び1番佐藤豊君を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（吉村光輝）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月10日までの11日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日より12月10日までの11日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

## ◎町長提出議案等の提案理由の説明

---

### ○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、町長提出議案14件、諮問1件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

石川町長。

### ○町長（石川宣雄）

本日ここに、令和2年第7回穴水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も残すところあとわずかとなりました。今年1年を振り返りますと、過去これほど特異的な年は無かったのではないかと思います。

本年1月に中国の武漢で発生した「新型コロナウイルス感染症」は人の流れと共に全世界に蔓延し、そして、その人の流れを止めるまでに拡大をいたしました。

日本国民が大変楽しみにしていた東京オリンピック、パラリンピックが延期されるなど、国民の生活は感染拡大防止のためその対策が生活の中心となってしまいました。

本町においても、3月に開催予定であった、「東京穴水会30周年記念行事」の延期に始まり、小中学校の長期休校、また、「長谷部まつり」や「雪中ジャンボかきまつり」などの大型イベントも軒並み中止とせざるを得ない状況となった事は、過去に例を見ない状況であり、大変残念でもあります。

この状況は、各国で開発が急がれる対応ワクチンを全ての国民が接種できるまでの間続くと思われませんが、最近の報道では米国などでの治験が最終段階に入ったとも報じられており、1日でも早い接種開始を期待しているところであります。

ただ、このような中でも、町として地域の「社会経済活動」を停滞させることなく、少しでも通常の生活に近づけるべく、7度にわたり、総額14億円を超える補正予算を編成し、国、県と連携して様々な対策を講じてまいりました。

主なものとしましては、町民1人当たり10万円を支給する「特別定額給付金」、国の持続化給付金を補完する「中小企業緊急対策支援事業」、雇用従業員1人当たり10万円を支

給する「従業員雇用維持支援事業」、飲食店を支援する「プレミアム飲食券発行事業」、かきまつりを支援する「牡蠣フルコース料金助成事業」、一次産業を支援する「農業・漁業機械等購入助成事業の拡充」、そして、毎月10日の臨時会において議決いただいた全町民に5千円の商品券を配布する「あなみず地元応援商品券」であります。

すでに商品券の準備も整い、明日から随時全世帯に配布をいたします。年末年始に向けて、地元の商店や事業所でご利用いただき、少しでも地域経済の下支えとなればと期待をしているところでもあります。

さて、今回の12月補正予算につきましては、町の指定管理施設に係る新型コロナウイルス関連の追加補正に加え、通常事業分として年度当初からの事業の進捗により新たに対応が必要となった経費について追加補正するとともに、新型コロナウイルスの影響により予算執行ができなくなった事業経費について減額補正をするものであります。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案14件、諮問1件の概要についてご説明いたします。

まず、議案第62号「令和2年度穴水町一般会計補正予算(第8号)」であります。

歳出の主なものであります。まず、新型コロナウイルス感染症関連で、4月からの感染拡大で休業や営業自粛を強いられ、売り上げの減少した指定管理施設の「国民保養センター真名井」、「のとふれあい文化センター」及び「穴水町物産館 四季彩々」について新型コロナウイルス感染症の影響による営業収益の減収分の一部について補填するもので、総額1330万円を計上し、今後の事業の継続と雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

その他、先の議会で議決いただいた「妊産婦の感染防止対策特例交付金」や感染拡大で売上げの減少した農業者を支援する「農業機械導入支援事業補助金」などの追加分と、全町民に10万円を支給した「特別定額給付金」の事務費の確定等に伴う減額補正を計上するものであります。

次に、通常予算分につきましては、総務費で役場庁舎の耐震改修工事に係る代替会議室の借り上げ料や仮設の議場の音響設備の改修費用などの追加費用として480万円余りを計上するものであり、できる限り町民へのサービスの低下を招かないように対処してまいりたいと考えております。

また、児童福祉総務費では、穴水福祉会が運営する放課後児童クラブ「KID'S夢工房」のトイレのバリアフリー化について国、県の補助と併せ総額490万円余りを助成し、児童福祉の充実を図ってまいります。

次に、情報通信基盤整備事業につきましては、能越ケーブルネット株式会社が提供する文字放送システムについて、ハイビジョン対応への更新が必要となったため事業費の2分の1にあたる640万円を補助し、災害対応やイベントの周知など、情報発信の1つとして町民サービスの向上を図って参りたいと考えております。

さらに、林業振興費では、森林の荒廃と担い手不足の中、県外出身の20代の若者が地

元森林組合に就業したことから、林業振興と林業経営を担う人材育成のための町単独事業である「新規林業就業者担い手支援事業補助金」を予算計上し、定住に向けて応援してまいりたいと考えております。

その他、「生活バス路線の運行補助金」や「有害鳥獣駆除補助金」など、年度当初からの事業の進捗により新たに対応が必要となったものについて追加をお願いするもので、新型コロナウイルス感染症の拡大で中止になった「長谷部まつり」や「駅伝競走大会」に加え「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」などの減額補正とあわせ計上いたしました。

以上、一般会計補正予算総額は、3466万5千円となり、現計予算と合わせて91億6436万3千円とするものであり、その財源につきましては、県支出金750万円余りと「石川縣市町村振興協会臨時交付金」3010万円余りを充てることといたしました。

次に、議案第63号「令和2年度穴水町公共下水道事業会計補正予算（第3号）」については、消費税の確定などによる不足分について計上するものであります。

議案第64号「令和2年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、介護及び在宅サービス事業所などの施設に感染防止対策費用の一部を補助するものと、介護従事者への5万円の慰労金などについて計上するものであります。

議案第65号「令和2年度穴水町病院事業会計補正予算（第6号）」については、介護老人保健施設あゆみの里での感染症予防のため、県補助金を活用して、利用者全個室と共同利用のロビーなどに、抗ウイルス対応の除菌消臭装置を設置するものであります。

議案第66号「令和2年度穴水町水道事業会計補正予算（第2号）」については、現在、のと里山空港周辺などの積雪の多い地域において、水道メーターの検針を遠隔で実施しているところであり、その機器の更新費用について計上したところであります。

次に条例の制定についてであります。

議案第67号「穴水町議会議員及び穴水町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について」は、公職選挙法の一部が改正されたことにより、町議会議員選挙と町長選挙における選挙運動用自動車、ポスター、ビラに係る費用を公営の対象とすることができるようになったことから、必要な事項を定める条例を新たに制定するものであります。

議案第68号「穴水町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例について」は、来年4月に保健センター内に設置する本センターの設置と管理に関して必要な事項を定める条例を新たに制定するものであります。

議案第69号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第71号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第72号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、関係条例の一部を改正するもので、具体的にはボーナスに当たる一時金

の内、期末手当について0.05月分を引き下げるものであります。

議案第73号「穴水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は関係法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第74号「穴水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は地方税法施行令の一部改正において、個人所得課税の見直しが行われることに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準について、条例の一部を改正するものであります。

議案第75号「輪島市穴水町環境衛生施設組合理約の変更について」は組合の共同処理事務にマテリアルリサイクル推進施設の設置、管理及び運営に関する事務を追加することに関し、組合理約の変更にあたり地方自治法の規定により、構成市町の議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、人権擁護委員の任期満了に伴うもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣に候補者として、現委員である諸橋志津子氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出案件等をご説明いたしました。この新型コロナウイルスとの闘いを悲観的にとらえるのではなく、小中学校のGIGAスクール構想や町全域での光ファイバー網の構築など、新型コロナウイルス関連予算によりデジタル化が加速されたのも事実であり、いずれ終息される時のことを見据えて、新年度の当初予算においても積極的に対応してまいりたいと考えております。

終わりに本町では町民皆様方の適切なる行動により未だ感染者が発生しておりませんが、いつ発生してもおかしくない状況にあり、町民の皆様方の1人ひとりの行動が、自らはもとより、家族をはじめとする周りの人の命を守ることとなりますので、今後とも、手洗い・換気・マスク着用等の感染予防の継続や人との距離を保つことが不可欠であり、「安心安全で健康長寿の町づくり」を実現するためにも、議員の皆様を始め、町民の皆様と心をひとつにして、この難局を乗り切ってまいりたいと存じます。皆様方にはより一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

## ◎条例の一部を改正する議案の採決方法の決定



### ○議長（吉村光輝）

次に、議案第69号から議案第72号の議案4件及び、諮問第2号1件を議題といたします。

議案第69号から議案第44号の議案4件は議会の議員報酬及び費用弁償、特別職及び一般職等の給与に関する条例の一部を改正するものですが、質疑、討論を省き、ただち



に採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

#### ◎条例の一部を改正する議案の採決

---

##### ○議長（吉村光輝）

お諮りいたします。

議案第69号から議案第72号までの議案4件について、原案通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

おすわり下さい。全員起立であります。

よって、議案第69号から議案第72号までの議案4件については、原案どおり可決することに決定致しました。

#### ◎人事諮問の採決方法の決定

---

##### ○議長（吉村光輝）

諮問第2号は、人事に関することですので、質疑、討論を省き、ただちに採決に移りたいと思いますが、後意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

#### ◎人事諮問の答申

---

##### ○議長（吉村光輝）

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めようとするものです。これより裁決を行います。お諮りいたします。

諮問第2号は原案どおり、諸橋志津子氏を「適当」と認める旨、答申することに賛成の

方は起立願います。

(全員起立)

おすわり下さい。全員起立であります。

よって、諮問第2号は、原案どおり、諸橋志津子氏を「適当」と認める旨、答申することに決定いたしました。

## ◎議員提出議案等の提案理由の説明

### ○議長（吉村光輝）

次に、議員手出議案発議第5号を議題といたします。

これより発議第5号の趣旨説明を求めます。

8番、小泉一明君。

### ○8番（小泉一明）

8番小泉一明でございます。

本日、穴水町議会12月定例会において、「防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出」について、私、小泉一明が発議いたしました。賛成者に佐藤豊議員に名を連ねていただいております。

さて、現在、地球上は異常な気候変動の影響を受け世界各地でその甚大な被害を被っていますが、我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風、波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。

このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるところでありますが、その期限が令和3年3月末までとなっています。

現状では、過去最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶ちません。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須であります。

ついては、国において、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1つ、令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。

2つ、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の確保を図ること。

3つ、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

## ◎諸般の報告

---

◇

### ○議長（吉村光輝）

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、例月出納検査の結果が町監査委員より議会に提出されておりますので、報告いたします。

また、同法第199条第9項の規定による、令和2年度定期監査の結果が町監査委員より議会に提出されておりますので併せて報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様はそのままお残りください。

(午前10時29分散会)

## 令和2年第7回穴水町議会12月定例会議録

招 集 年 月 日 令和2年12月4日(金)  
 招 集 場 所 穴水町地域情報センター 2階 研修室  
 出 席 議 員 (10名) 議長 吉 村 光 輝 副議長 佐 藤 豊  
 2番 湯 口 かをる 7番 伊 藤 繁 男  
 3番 田 方 均 8番 小 泉 一 明  
 5番 山 本 祐 孝 9番 小 坂 孝 純  
 6番 大 中 正 司 10番 浜 崎 音 男  
 欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	関 則 生	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い き い き 課 長	笹 谷 映 子	合 務 局 長	
健 康 課 長		上 下 水 道 課 長	東 重 雄
ふ れ あ い 課 長	佐 藤 栄		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 係長 三宅 成子 主事 木場 早雪

### ◎議事日程

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、議案等に対する質疑
- 日程第3、議案等の常任委員会付託

## 一 般 質 問

### ◎開議の宣告

---

(午後1時30分再開)

### ○議長（吉村光輝）

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。5分前になりましたら呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

### ◎一般質問

---

#### 9番 小坂 孝純 議員

### ○議長（吉村光輝）

9番小坂孝純君。

(9番 小坂 孝純 登壇)

### ○9番（小坂孝純）

9番小坂です。

今日は2点について質問いたします。質問は全問一括質問いたします。

2020年1月、中国武漢から始まったコロナ禍で世界中が未だかつて終息が見えません。日本中の医師、看護師、医療関係者の皆様方の御労苦に心から感謝申し上げます。1日も早くワクチンが実用化されることを祈ります。

我が穴水町も1年間のイベントや催しなどがことごとく中止となりました。そしてあと1ヵ月余りで新しい年を迎えます。1月初めに新年互礼会、成人式、2月にはかきまつりの予定でありましたが、新年互礼会、穴水町の最大イベントのかきまつりが中止になりました。3月からは町を始め、各地区でも祭りから色々な行事が始まります。これらの行

事が無事に行われるのか、対策などをお聞きしたいと思います。

2点目であります。今、穴水町は観光名所にと大仏様に力をいれ、国道入り口の改良工事も終わり、残り150m余りの工事が予定されています。いつ頃までに完成するのでしょうか。お聞かせください。

11月1日より15日までライトアップがされました。私も14日夜観て参りました。6時半頃でありますけれど、金沢から若い夫婦も来られ、とても綺麗だと言っておられました。17日昼にも行ってきました。紅葉も進み大変美しい、でも何かもの足りないと感じました。執行部や議会の皆様方も色々な観光地を視察されています。鎌倉大仏様の近くに長谷寺があります。その寺にはカキ殻に作られた絵馬が飾られていました。カキといえは穴水町も産地です。このカキ殻を利用して絵馬を作るのも1つのアイデアです。絵馬には家内安全、交通安全などと色々ありました。これらの事を参考にしたいと思っています。

そしてお気づきでしょうか、どこの観光地に行ってもあるのが土産売り場です。どれも商売としては大変難しいことでしょう。それでもこれらのことが必要と考えます。

最後に大仏様の正しい名称はどれでしょう。此木の看板では能登長寿大仏、新崎入口には穴水能登大仏です。どれが正しいのか、統一すべきと考えます。また、2つにした意味があるならば教えていただきたいと思っています。

#### ○議長（吉村光輝）

石川町長。

#### ○町長（石川宣雄）

お答えいたします。

年明けから全世界に流行した新型コロナウイルス感染症の影響で、各地において様々なイベントや催し物が、延期、または中止となっております。

当町でも3月に開催予定であった「東京穴水会30周年記念行事」に始まり、7月の長谷部まつり、9月の牛まつり、そして11月の町文化祭や町駅伝競走大会と軒並み中止を余儀なくされることとなり、さらに、年明けに開催予定であった新年互礼会や当町最大の野外イベントである雪中ジャンボかきまつりなど、屋内において密となったり、特に不特定多数が参加するイベントについては、感染リスクが高い事を考慮し、中止といたしました。

一方で、小中学校の卒業式、入学式などの学校行事や、先に開催いたしました能登長寿大仏のライトアップイベント、町功労者表彰式などは、規模を縮小し、感染対策を十分にとった上で開催をさせていただきました。

国からの催物の開催制限やイベント等におけるガイドラインなどでは、不特定多数の方が集まる、いわゆるイベントでは、消毒の徹底やマスク着用、参加者の把握、出演者の

制限などの対策をとった上で、発声や密接状況に応じて収容率に制限を設けるなどの対応を講じるように示されています。

町といたしましても、国の基本的な考え方に沿い、その催しの重要性や参加者数などを考慮して判断してきたところであり、年明けの成人式や立志のつどいなどにつきましても、規模を縮小し、十分な感染対策をとった上で開催する予定としております。

また、今後の年度末や新年度における各種行事などにつきましては、ただ単に国の方針だけで判断するのではなく、どのような感染対策を講じれば開催が可能なのか、慎重に検討した上で、最終的に判断をしてまいりたいというふうに思っております。

さらには、各諸団体が主催する催しや各地区ごとの祭礼などにつきましても、同様の考えにより、十分に協議の上で個々の事例に合わせ判断していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この新型コロナウイルス感染症との戦いは、治療薬やワクチンが広く普及されるまで続くと思われ、重症化リスクの高い高齢者が多い当町では、より一層の警戒が必要でありますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

#### ○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

#### ○地域整備課長（吉田信之）

町道新崎線道路改良工事のご質問についてお答えいたします。

まず、本路線の道路改良は、町道から国道249号への進入時に国道の通行車両が見にくいということ、また、大型バスがスムーズに出入り出来ないことから、交差点の道路改良工事に取り掛かった経緯がございます。

従って、今年度は、視距を確保できるよう国道の市街地側の交差点を大きくするなどして、改良を図っております。

また、七尾方面については、左折レーンを設けたことで、大型バスの進入が容易となっており、今年度、約40mを施工し、先月から供用を開始しております。

議員ご提案の大仏線入口までの約190mのうち、用地買収が完了しました延長90mを事業化しており、引き続き、来年度も約50mの改良を計画しております。

残り約100mにつきましては、第2期工事として、用地の取得が可能であれば実施に向けて、検討していきたいと考えております。

#### ○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

#### ○観光交流課長（中瀬寿人）

小坂議員のご質問に、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年11月1日より15日までの間、園内紅葉が見頃を迎えることから、それと併せ能登長寿大仏のライトアップイベントを開催させて頂きました。初日には、コロナ禍における町民の健康長寿をご祈念し、本町観光物産協会主催による散華行導が営まれ、参列された皆様は、神妙なひとときに酔いしれていたようでありました。

さて、町の産物等を利用し、飾り絵馬や、御札お守りなど大仏参拝にもう1つ何か、奉拝記念として残せるようなもの、今時ですと御朱印もその1つではないかと考えております。

徐々にではありますが、園内も整備され回遊性も向上してきたことと、各建築物も、巧みの造作が際立っていることから、更なる知名度アップを図ると共に、観覧できる体制と売店整備等も含め、今後検討していきたいと考えているところです。

最後に、大仏の名称ですが、平成15年の建立時には能登大仏と呼ばれておりました。しかし、施主である堀内秀雄氏が100歳の長寿であったことや、新たな観光施設として本園を売り出すところから、平成29年度を境に能登長寿大仏と呼び名を換え、PRしているところであります。

尚、平成29年度以前に設置された案内看板につきましては、名称統一していきたいと考えています。

## ○議長（吉村光輝）

小坂孝純君。

## ○9番（小坂孝純）

それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございます。

1問目のご答弁には大変難しい物事であったと思うのですが、昨年1年間私も各地区のお話を聞きながら居たわけでありまして。いろんな各地区でサロンもございまして。そしていろんな行事がありますけれども、結構お年寄りの話ばかりでありますけれども、1年1年年寄りの楽しみがなくなる、と言う声も結構あります。そういうことを含めて、町がひとつその物事をやめると、各地区も全てやめる、ということになろうかと思っております。そこら辺をもう少しうまく出来ないのかなということで、お聞きしたわけでありまして。

輪島にも昨日も1人2人、だんだん近くなっております。これからもそういう、楽しいと言いますかね、そういうことも各地の皆さん方に、本当に心配しながらではありますが、そういう楽しみがなくなるなあと言うことをお聞きしております。

また、2点目の問題でありますけれども、私も穴水町にはこれと言った、なかなか観光名所もないわけですが、執行部の皆さん方も、やはり議員達も、また民間の皆さん方のお知恵もいただいてですね、この穴水町の観光地として、長寿大仏ですか、また盛



り上げて、穴水町の素晴らしい観光地にしたいなと思っておりますので、いろいろなご意見も聞きながら、この穴水の能登長寿大仏を核として、また下にも道路が出来ました。また、由比ヶ丘の下にも散策路があります。そういった物を活用しながら、穴水町の観光を皆様方の力で、また、皆様方のお声を聞きながら、穴水町の名所としてまた頑張ってもらいたいなと思います。また、これからもよろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

---

◇

**7番 伊藤 繁男 議員**

**○議長（吉村光輝）**

7番伊藤繁男君。

（7番 伊藤 繁男 登壇）

**○7番（伊藤繁男）**

7番、伊藤繁男でございます。

私は、世界平和を望み、町民の幸福を願い、わが町の発展に尽くして参ります。

今日は、貴重な一般質問の機会を賜り、厚く感謝申し上げます。

至らぬ点は、厳粛なる議場にご列席の皆様のご賢察とご寛容の程、よろしくお願い致します。

それでは、4項目について、全問一括方式で、端的に質問あるいは提言を致します。

執行部に於かれましては、簡潔・的確にご答弁願いたいと思います。

今回の質問は、いずれも直接、担当課にお尋ねして丁寧なご説明を聞けば、それで終わり、ということばかりであります。

しかし、敢えて町民に選ばれて、代表といえる議員が集っている、この公開の議場で、ご答弁を頂きたいと思っております。

さて、皆様ご存じのとおり、心配される新型コロナウイルス対策について、執行部の懸命なる起案の下、議会の議決を経て、いろいろな施策が鋭意執行されております。

しかし、依然としていろいろと予断を許さない状況下であり、今後も最大限の注意を払う必要があることを、まず申し上げ一般質問に入りたいと思っております。

先ず、1項目めは教育行政についてであります。

本年度に、町立学校施設整備基本構想計画検討委員会が設置され、構成委員は、町議会から私と佐藤議員、そして、教育委員会全員、小中学校・全校長、PTA代表2名、学識経験者2名、計14名というそうそうたる陣容であります。

委員会の席上、私なりの意見を浅学薄知ながら、遠慮会釈なく、責任を持って発言させ

ていただきましたが、第1回目の会議から、どうも釈然としない気持ちであります。

私の苛立ちからの発言もあり、受け取り方によっては、かなり厳しく聞こえる件があったかもしれません。

しかし、わが町の「学校施設の在り方」に関わる、大変重要なことを検討する委員会です。真剣になって当たり前です。

振り返れば、予算内示会の折、当該計画の策定義務委託、いわゆるコンサル委託費として、150万円予算計上されました。その時、身を入れていなかったのか、詳しい説明を求めず、正直なところ、あまり深く考えていませんでした。

その後、当て職的とはいえ、当該の委員に委嘱され、改めて私なりに真剣に考えました。

まず、そもそも、なんで最初からコンサル頼みになるのかと、疑問に思いました。

コンサルは本来、事業主の考えをより客観的に検証するために、ファクト、エビデンスなどをリサーチしていただくものだ、私は経験上理解していますが、よく見られる報告書の作成の如きものではないだろうと思います。

学校施設の在り方というテーマは、本来、父兄やPTAからの要望や、しかるべき問題提起がなされて持ち上がるか、あるいは教育委員会が常日頃望ましい教育環境の改善や施設整備などを考え、その充実を図る提言から出されてくるものだろうと思われま

ところが、会議の席上、父兄、PTAの要望や教育委員会の深い意見等が、どうもないように感じられるのであります。

そのような中で、当委員会の設置要綱の要点はといえば、当該計画を教育委員会が策定するに当たり、計画に関わる事項を構成委員に検討していただき、その報告を参考にして計画策定する、ということのようです。

そこで1点目としてお尋ねしますが、検討委員会の設置を発議された経緯と設置の目的、意義について、改めてご説明ください。

2点目は、珠洲市の大谷小中学校で教えていただいた「複式解消講師」の派遣は、本町ではどのようになっているのでしょうか。また、そもそも、教育委員会として、向洋小学校に於ける複式クラス編成をどのように理解しているのでしょうか。

3点目は、小中一貫教育はカリキュラムが一環で組めますが、施設、すなわち学校は別々という分離型が全国的に多い実情を、当委員会はどのように把握、または理解されているのでしょうか。

4点目は、道徳教育と平和教育をどのようになされているのでしょうか。いずれも難しい教育課題ですが、珠洲の宝立小中学校のように道徳教育推進教師とか、内灘町のように教諭研修会とかを、実施或いは検討されたのでしょうか。

5点目は、石川県のいじめは5年連続増加、暴力行為及び不登校は過去最多と報じられていましたが、本町はどのような状況でしょうか。

6点目は、学校給食費無償化の動きが出てきていますが、教育行政サービスに対する、父兄からの評判の面で、真剣に考えなければならない課題・テーマであると思いますが、

いかがお考えでしょうか。

その他、お聞きしたいことがたくさんありますが、今回は以上とします。

教育委員会におかれましては、聡明なるご判断を頂き、わが町の次世代にわたる進展につながる御所見を承りたく、切望するしだいでございます。

2項目めは、子育て世代包括支援センターについてであります。

ようやく、当センターの設置に向けて、保健センターの一部改修工事が始まり、来年2月頃に工事の方は完了予定とのことです。

早速、1点目としてお尋ねしますが、新年度から、ふれあい福祉課の場所はどこになり、児童館及び社会福祉協議会の場所はどうなるのでしょうか。

ところで、当センターについて、私は今までに何回も質問あるいは提言をしましたが、年少人口比率が県内最低の本町にとって、大変重要なセンターであります。

担当課では、開設に向けて一生懸命に取り組まれていると思いますが、職員配置が難題の1つだろうと拝察いたします。

当センターの理念の根っこには、母子健康があり、保健師は元より助産師の配置も求められると思います。

以前、議員視察をした折、助産師には、隣町と兼務で来ていただいているとお聞きし、人材確保の難しさを感じました。そこで、2点目として、職員の確保や体制整備は今どのようになっているのでしょうか。

また、配備予定の職員の実地研修のようなことも大事だろうと思われれます。センター組織のメンバーとしての業務遂行には、実地の知見も必要であります。来春の起動には即応が求められますが、併せてご説明頂ければと思います。

3点目として、社会福祉法の改正により、どんな相談もワンストップで受ける「断らない」窓口の設置が求められていますので、この件についても御所見をお聞かせください。

以上、本件について、長期的な視点と洞察をもって、前向きにご検討されますよう、ご期待申し上げる次第であります。

3項目めは、結婚新生活支援事業についてであります。

内閣府は、新婚世帯の家賃や引っ越し代などの費用の一部を補助すると報じられていました。重要な案件であり少し気になることがありますので、2点についてお尋ねします。

国策に沿った制度の利用ができる対象は、結婚新生活支援事業を実施する市区町村に住み、新たに婚姻届を出した夫婦とあります。

肝心の結婚新生活支援事業を実施しているのは、石川県内では七尾市を始め7市町で、穴水町は含まれていないように報道されてきました。

皆様ご存じのとおり、本町には新婚世帯家賃補助制度があります。家賃の補助の点では一緒なのですが、国と本町のどこが違うのか、本町は選定されていない、実施されていないということであれば、心配されるところであります。

国とは違い、わが町の新婚世帯には、国の制度を利用していただけないということになれば、大変気の毒なことであります。

国の法では、少子化対策の一環として、新年度から補助額を増額し、対象年齢や年収条件を緩和して、実施自治体を増やす方針とのことです。

いずれにつきましても、国と本町で違いがあるのでしたら、その理由をご説明いただきたいと思います。また、国と連動して、来年度に向けて増額するとか、何かお考えがありましたらご説明ください。本町にとって、新婚世帯は大変大事であります。本件について、積極的に取り組み、わが町の希望につながる御所見を承りたく、熱望する次第でございます。

4項目めは、高齢者施設での面会についてであります。

コロナ禍の下で、高齢者施設や病院での面会の在り方は難しい問題かと思えます。

しかし、面会制限の長期化が、入所者や患者の症状悪化や認知機能の低下を招くとも指摘されています。

そこで、私なりにあれこれ心配していたのですが、7月補正でオンライン面会支援事業が予算計上されていたので、そのときは一先ず安心しました。

ところが、ある人に「あゆみの里で面会制限されて、母親に会えなかった」と言われました。もちろん、オンライン面会も出来なかったとのことです。

私としてはオンライン面会が出来るように予算計上されたものと理解していましたので、端末機器等の配備が遅れているのかなあと思いました。

そこで、1点目としてお尋ね致しますが、オンライン面会の現況は、町内の全高齢者施設と病院について、どのようになっているのでしょうか。

また、厚労省は面会緩和の方針を出しましたが、面会の在り方や許容範囲をどうするかは管理者の判断に委ねられています。任されていると言っても、新型コロナについては不明な点が多く、困惑することでしょう。

厚労省は面会要件の事例を提示していますが、県によっては面会用ガイドラインを設けて発信しています。

2点目ですが、緩和の要件などについて、石川県から連絡通知があったのでしょうか。本当は肉声とか、対面とか、実感を得られる面会がいいのですが、その点はどのようなのでしょうか。

本県について、何卒、博愛なる精神で現状を検証し、速やかに事が進展するよう、愚考申し上げる次第でございます。

今回は、4項目について、質問あるいは提言をさせていただきました。

執行部におかれましては、何かとご多忙のことと存知上げますが、真剣にして賢明なる御所見を承りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で、舌足らずでございますが、お聞き苦しい点などお許し頂きまして、7番伊藤繁男の一般質問を終わります。

ご寛大にご清聴頂き、誠にありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

1点目の、検討委員会の設置目的等についてお答え致します。

学校施設につきまして、穴水小学校では築51年、穴水中学校では築35年が経過し老朽化が著しいことや、教育現場での大きな課題として、今後の児童生徒数の減少が顕著であることから、学校施設に求められる役割、機能及び政策面からのニーズについて整理し、新たな教育課題に対応できる今後の学校施設の在り方について検討を行い、児童生徒にとってより良い教育環境を提供することを目的に、検討委員会を立ち上げたところであります。

2点目の「複式解消講師派遣」及び「複式クラス編成」についてお答え致します。

「複式解消講師」の派遣につきましては、これまでも1名派遣をして頂き、児童への学習面の支援を行っているところであります。

また、複式クラスの編成につきましては、現在、向洋小学校では3・4年生及び5・6年生で複式学級を編成しており、今後の児童数の推移から見ても、複式学級の編成は必要であると見て取れます。

この複式学級のメリット・デメリットにつきましては、検討委員会の場にてお示しを致しましたが、今後の教育環境の変化に対応するためにも、児童に一番身近に接している先生方のご意見も聞きながら、児童への適切なる教育環境の提供を最優先すべきものと理解しております。

3点目の、小中一貫教育についてお答致します。

平成27年6月の「学校教育法等の一部を改正する法律」において、小学校から中学校までの義務教育を一環として行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され、小中一貫教育が制度化されたところであります。

学校施設の形態としては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」に区分され、文科省の実態調査によれば、小中一貫教育に取り組んでいる自治体の78%が施設分離型の校舎となっております。

新設・新築の学校は「施設一体型」が多いが、大半の学校は施設整備を行わずに、既存校舎を使用していることが要因かと思われれます。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、充実した教育活動を存分に展開できる、高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境を整えるとともに、安全性・防災性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならないと考えます。

4点目の道徳教育と平和教育についてお答え致します。

新学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランス良く育てていくことを目指します。

この「資質・能力」を育むための教育の1つとして、小中学校では「特別の教科・道徳」が新設され、様々な課題に「自分ならどうするか」と向き合い、自分とは異なる意見をもつ他者と議論する授業などを通じて、道徳性を育むこととなります。

今後、グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と、相互に尊重し合いながら生きることや、高い倫理観をもち多様な価値観の存在を認識し、対話し協働するためにも、道徳教育は大きな役割を担うものであると考えます。

併せて、この道徳教育が平和教育にも繋がるものであると考えます。

5点目のいじめの状況についてお答致します。

毎月開催しております定例教育委員会におきまして、小中学校での「いじめ」の状況について報告しているところでありますが、いじめ・暴力行為といった事案はありません。ただ、言葉による「からかい」と言った事案は数件発生しておりますが、現在は、先生方の指導やスクールカウンセラーとの連携により対応し解決しているところであります。

いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応の充実を図るためにも関係機関との連携や、問題を抱える児童生徒1人1人に応じた指導・支援を積極的に進めていくことが重要であると考えます。

加えて、道徳教育がこのいじめ問題解決に大きく寄与することを期待するところでもあります。

6点目の学校給食無償化についてお答え致します。

県内での学校給食費の状況であります。3市町で第2子及び第3子から給食費を無償化しているところですが、その他の市町については無償化を行っていない状況であります。

学校給食に係る経費については、学校給食法第11条により学校の設置者と給食を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ分担するよう定められており、施設・設備・運営に要する経費は学校設置者負担、給食費は保護者負担とされております。

なお、当町では経済的理由でお困りの保護者には、就学援助制度により給食費を支援しているところであります。

しかしながら、給食費の無償化については、子育て世代への支援の一環としては意義のあることと認識しておりますので、安全安心な学校給食を提供しながら、今後財源確保を含め必要性について検討して参ります。

## ○議長（吉村光輝）

佐藤ふれあい福祉課長。

### ○ふれあい福祉課長（佐藤栄）

2項目めの、子育て世代包括支援センターについての、1点目 ふれあい福祉課等の場所についてお答えいたします。

ふれあい福祉課は、ご存じのとおり、高齢者福祉、社会福祉、障害福祉等の業務の所管課でもありますので、子育て世代包括支援センターが保健センター内で開設された後も町民の利便性を考慮し、庁舎内の現在の場所で業務を行いますが、子育て世代包括支援センターについては、保健センター内のいきいき健康課と連携して事業の運営が円滑に進められるように努めてまいります。

児童館につきましては、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援を行うことから、児童館において行われていた親子体操やお話会等の乳幼児を対象とした事業を中心に、支援センターに移行する計画であり、現在の児童館の場所は、子どもたちの居場所として子どもたちに提供していきたいと考えております。

また、社会福祉協議会については、当面の間プルート内にて引き続き業務を行ってまいります。

2点目の包括支援センターの職員の確保と体制整備については、庁舎内で協議を進めているところでありますが、保育士資格を有する職員等を対象に研修会等への受講をさせているところであります。

3点目のご質問は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」について問われているものと思われませんが、「重層的支援体制整備事業」につきましては、介護、障害福祉、子育て支援、生活困窮者等の既存の枠組みに縛られない新たな包括的な支援体制の構築を行う必要があり、重要な課題であると認識しておりますので、先進事例を参考に断らない相談支援を含めて、関係機関と協働して検討していきたいと考えています。

### ○議長（吉村光輝）

森下住民課長。

### ○住民課長（森下和広）

3項目の結婚新生活支援事業についての質問にお答えいたします。

本事業は、深刻な少子化の進行により、新婚生活を経済面からサポートし「とにかく結婚してもらおう」ことが、事態を打開する有効策として、平成28年度から、夫婦年齢が共に34歳以下で世帯年収が480万円以下の世帯に対して1世帯あたり30万円を国が1/2・町が1/2を補助する事業であります。

本町では、新婚生活のスタートを応援する「新婚世帯家賃補助事業」を実施し、賃貸住

宅の家賃月10,000円を3年間総額360,000円を支援するもので、これまで37世帯が活用しております。

令和3年度より、対象年齢が39歳以下、世帯収入が540万円以下の世帯に対して、1世帯あたり60万円に要件・補助金共に拡充される「結婚新生活支援事業」を活用し、「若い世代が定着し、結婚・出産・子育ての希望をかなえる」サポート体制の充実を図ってきたいと考えております。

#### ○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

#### ○企画課長（宮下謙二）

4項目の、高齢者施設での面会についての、1点目オンライン面会の現況についてお答えいたします。

7月補正で議決頂きましたオンライン面会支援事業は、町内における民間事業者が運営する「通所短期入所施設を除く介護高齢者福祉施設」6施設が対象となっています。現状では3施設が本事業を活用し、内1事業所は10月中旬からオンライン面会を実施しており、2つの事業所においても12月中の稼働に向け、ご家族への案内を行っているところであります。

残りの3施設の状況は、A施設は町の事業活用前に「iPad」を使ったオンライン面会に対応、B施設は携帯電話を活用した会話での面会対応、C施設は玄関のガラス越しでの面会や必要に応じてマスク着用等による対応を行っているのが現状であります。

しかしながら、今後寒さが厳しくなりこのような対応も難しくなることや、介護の上での家族との面会の重要性を考慮し、各施設においてオンライン面会の導入について検討しているとの報告を頂いております。

次に、あゆみの里のオンライン面会状況についてお答え致します。コロナ禍の中、国が進める「GIGAスクール構想」やテレワーク化が進められ、全国的にタブレット端末が品薄となり入手に時間を要したことや、使用するクラウドサービスの権利いわゆるアカウント取得に1ヶ月以上の期間を要したことなどから、開設に遅れを生じておりましたが先月の16日から運用を開始し、これまでに2件の利用が有りました。

また、病院の入院患者様を対象としたオンライン面会の導入については、あゆみの里での実績を踏まえ設置に向け検討に入らせて頂きたいと思っております。

#### ○議長（吉村光輝）

森下住民課長。

#### ○住民課長（森下和広）



続いて4項目2点目の高齢者施設での面会要件についてお答えいたします。

国からの指導については、随時県を通じて各施設に指導があり、町が指定している地域密着型サービス事業所へは、再度町から周知を図っております。

面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限対応を検討する事としております。

こうした事態下において、利用者の方とそのご家族との間でオンライン面会も、有効な対応の1つだと考えております。

### ○議長（吉村光輝）

伊藤繁男君。

### ○7番（伊藤繁男）

議場で議論を広げるにはちょっと時間がないかなと思うのですが、先ほど教育委員会事務局長からご答弁があった中で、平和教育についてはさらっと触れただけだったと思います。逆に言えばそんなに議場の中でご報告申し上げる、また出してくるようなことはなかったのかな、とふうに思いますが、子どもが不登校になる原因には別の深い意味があると思うのですが、新聞によりますと、無気力、不安。これがやっぱり漠然としながらも大きな原因になってくると思います。それから新聞等でよく出てきますスマホの問題、ウェブの問題。そういうふうな新時代に対する不安と言いますか、そういうふうなものが子ども達は非常に敏感に感じてるんじゃないかなと思います。そう考えたときに、平和教育でもご存じのとおり、長崎・広島、あとはひどい戦災にあったような地域なんかは、かなり丁寧な平和教育という物をやっているわけですね。今日の新聞に輪島のこと載っていましたが、いずれにしろ、今国際的な状況というのはどうなるか分かりませんが、大人が考えてもちょっと心配な面が出てきているわけです。そう考えたときに、これからの若い世代にとってはSDGsとか平和教育、これやっぱり大人がしっかりと教えていく必要があるんじゃないかな、というふうに私個人としては感じるわけで、ここでご答弁というわけではないけれども、そこら辺もう一度我が町の平和教育という物を全国的に比較して考えて、これからの若い子をどういうふうに安心と希望を持って行けるのか、そういう教育環境を提供することも大人の仕事じゃないかなと思いますので、再度ご検討頂きたいと思います。答弁は求めませんが。

教育委員会事務局長をはじめ担当課長にはご丁寧なご答弁を頂き、誠にありがとうございました。

聡明なる執行部におかれましては、公僕を尽くし、「目先にとらわれず長い目で見ると長期的、一面的に見ないで多面的に見る総合的、枝葉末節に捉われず根本的に考える」を心がけ、わが町の発展にご精励されますよう、申し添え、私の一般質問を終わります。

す。

誠にありがとうございました。

---

◇

## 2番 湯口 かをる 議員

### ○議長（吉村光輝）

2番湯口かをる君。

（2番 湯口 かをる 登壇）

### ○2番（湯口かをる）

2番、湯口かをるでございます。通告に基き、一問一答でよろしくお願いたします。始めに今後の教育環境像についてお尋ね致します。

今も世界中に感染が拡大している新型コロナウイルスは、大勢の尊い人命を奪い続けています。私たちの今日1日は、常にコロナを意識して恐れながらも自分も大切な人を守るために、コロナと向き合いお互いに注意して、その対策を守りながら生活をしていると思います。それでも国内では新型コロナウイルスの第3波の到来が現在懸念されています。

人との交流によってコロナの感染が拡大していく中で、感染防止対策や低迷する地域経済に対する政府の打ち出す様々な支援対策は、先行きの見えない現状のようです。

全国の各自治体は、コロナに対する感染対策やコロナで低迷する地域経済の活性化対策などによる財政負担が懸念される中で、財政の悪化は88%になると報道がありました。当町でも町民の方々や事業者の皆様にも、様々な支援対策が実施されています。そして今後は税の減収などによる厳しい財政状況も予想されるものと思います。

このような状況の中で、当町の児童生徒は、今までに経験したことのない長期間にわたり、感染防止対策を重視しながら、休校や分散登校を実施するなどの対策を実施してきました。

今は通常に戻りつつあるようですが、学校の行事等には、中止や縮小をしながら感染防止対策を重視して、実施しているようです。

そのような厳しい状況の中でも、児童生徒達は、小学校6年生は中学校へ進級、中学3年生は高校進学、高校3年生は大学進学へと、コロナ禍の中でそれぞれの目標に向かって懸命に努力しているものと思います。学校の先生方には、児童生徒の授業の遅れの対応や気力体力の改善など、より一層のご指導をいただいていることに、敬意と感謝を申し上げます。

私はこのたびの新型コロナウイルスの感染防止対策の取り組みを契機として、町民の方々にも、穴水町の小中学校の今後の在り方や課題について、考えていただく機会にな

る事を願って、今回の質問をさせていただきました。

この新型コロナウイルスはもとより、冬季間に発生するインフルエンザなどの「ウイルス」による感染予防は、密を避けることが求められています。ウイルスに感染した場合には、人との接触をさけた予防対策により、人に感染させない対応が求められています。今後、学校での様々なウイルス対策を考慮した少人数学級についても、検討すべき課題になってくるのではないのでしょうか。

文部科学省からは、1学年1学級以下の公立小中学校の統廃合の検討を促す手引き書(案)が公表されています。手引き書の冒頭には0～14歳の人口は、2015年に1,500万人台に減少し、2046年には1,400万人台を割り込み、2060年には約791万人台になると推定されているようです。

また、公立小中学校の適正規模と適正配置について「学校規模の適正化」は、クラス替えが出来るかどうか、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討となっているようです。また「学校の適正配置」について、従来の通学距離については、小学校で4km以内、中学校で6kmは引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段の確保が出来る場合は、「おおむね1時間以内」を目安とするとの基準を加えたとあります。文部科学省が1956年に標準学級数を12～18学級とする指導を出して以来60年ぶりの見直しとなり、手引き案には統廃合と存続の両方の場合について、留意点を記載したとされる。となっています。

この「学級規模の適正化」と「学校適正配置」について、現状における当町の小中学校に当てはめた場合の詳細なご説明と、町の見解をお尋ねします。

#### ○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

#### ○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

学校規模の標準は、議員からのご指摘の通り、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされております。

当町での学校規模であります。穴水小学校では「6学級でクラス替えができない規模」、向洋小学校では「4学級で複式学級が存在する規模」、穴水中学校では「6学級で全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模」となります。

今後の児童生徒数の推移から、向洋小学校での複式学級の解消は見込めないことや、穴水中学校での1学年2学級が令和6年度では1学級となる予測であります。

次に、適正配置についてであります。これまでの幾多の統廃合により、小学校2校、中学校1校体制となり、児童生徒の通学距離・時間ともに延長している状況であることを踏まえ、児童生徒の負担面や安全面に配慮するためにも、学校施設の在り方について

検討しているところであります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。

宮崎県の参観にある人口約4,000人、児童数27～79人の4つの小学校があり、小規模校の短所を解消するために導入された4校合同授業では、年に10回程度合同授業をうけるために、スクールバスで1つの小学校に集まって授業を実施しているが、その反面、各学校では少人数教育にも力を入れています。町教育委員会の担当者は、「小学校はコミュニティの中心、学校があって子どもがいることで地域も活性化される」ことを強調しています。

また、私立小学校が10校ある愛知県内の市では、山間部の3校がテレビ会議システムを使ったネットワーク授業を実施していて、統合は地理的に簡単ではなく、他校のことと触れ合う機会をつくれば、中学校に進級しても早く慣れることができるとのことです。

また、当町に隣接する市においても、全小学校数9校のうち、30人未満が3校50人未満の3校が、複式学級も取り入れながら取り組んでいるようです。少人数学校の利点は、授業の遅れへの対応や、2019年度に不登校だった児童・生徒は18万人を超え過去最多となったと報道されております。このように全国的に増加傾向にある不登校などにもきめ細かく対応ができ、大きな問題にならないうちに対策を講じることが出来る点などが上げられると思います。子どもが1日の大半を過ごす学校は、児童のか細い肩に食い込むような重いランドセルから察すると、子どもの学習量の増加と、多忙な教員の負担軽減がなかなか進まず、授業の準備などで子どもと向き合う時間の余裕のないままの状況の中では、子ども達が教室で受けるストレスが増して、不安や無気力の要因になっているのではないかと報道されておりました。当町の小中学校では、これらの点について問題とすべき事項がないのでしょうか。現状をお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

当町では、向洋小学校におきまして、3・4年生及び5・6年生で複式学級を編成しております。

この複式学級には、1人1人の学習状況や学習内容の定着状況を把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい等のメリットがある反面、男女比の偏りが生じやすい、児童から多様な発言が引き出しにくいといったデメリットもあります。

穴水小学校と向洋小学校では、集団活動や行事の教育効果を高めるため、合同で宿泊体験学習、スキー体験学習、器械運動交歓会、陸上記録会を実施し、児童相互の交流機会の創出に努めているところであります。

加えて、教職員の負担軽減を図るため、小中学校には特別支援教育支援員を配置する等の支援を行い、児童生徒への教育を充実させていることから、問題となるような事案は特に無いものと認識しております。

#### ○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

#### ○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。

現在、国が進めるGIGAスクール構想による遠隔授業や、文部科学省が次期学習指導要領で、子ども自身が課題を見つけて解決する「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習方法の導入を目指す取り組みが進められています。当町の児童生徒にも1台ずつパソコンが支給されていて、今後の授業の中において、これらの学習を取り入れていかなければなりません。このことから少人数学級の必要性を思います。

向洋小学校は、町内の学校の中では建物が一番新しく、地域の伝統文化や、地域住民とのしっかりとした連携と深い関わりの中で、地域や先生方の深い愛情に包まれて育むすばらしい学校だと思います。過去において広域的に統合された経緯がある中で、大勢の生徒が巣立っていった向洋小学校の貴重な存在は、地域のコミュニティの中心でもあり、地域を活性化させる大きな役割を担っているとも思います。減少していく当町の児童数を課題とした対応ばかりでなく、今後の町の人口減少を見据えながらも、穴水町の未来を託す子ども達にとって、最良となる方策を、自治体、地域の方々や保護者と十分に話し合いをしながら、見いだしていただくことを願う次第であり、町の見解をお尋ねします。

#### ○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

#### ○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

伊藤議員のご質問にお答したとおり、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、

充実した教育活動を存分に展開できる、高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境を整えるとともに、安全性・防災性や衛生的な環境を備えた安全・安心なものでなければならないと考えます。

これからの子どもたちは、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力が必要となります。

新学習指導要領の下では、外国語教育、プログラミング教育、理数教育、道徳教育等学校での学びを通じ、子どもたちが「生きる力」を育むための教育が実施されるとともに、GIGAスクール構想によるICT環境の整備や、県内の学校現場では教職員の多忙化改善対策の一環として「校務支援システム」の導入を検討しているところであります。

いずれに致しましても、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するためにも、今後の方向性を検討して参ります。

加えて、学校は地域コミュニティの中心であると認識しておりますので、地域との関係の希薄化を防ぐ工夫も重要であると考えております。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございました。

当町の学校教育にも、今後、新しくICT機器を利用した情報の活用能力の取り組みが授業に取り入れられていきます。そして、少子化を見据えた小規模校や、少人数学級の在り方などが今後の課題になっていくと思います。

あらゆる角度から、時間をかけて、検討を重ねて頂き、穴水町の小中学校の将来を見据えた最善策をお示し頂けることを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

ここで、10分間休憩いたします。

（午後2時42分）

（休 憩）

（午後2時50分再開）

○議長（吉村光輝）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

5番 山本 裕孝 議員

○議長（吉村光輝）

5番山本裕孝君。

（5番 山本 裕孝 登壇）

○5番（山本裕孝）

5番山本裕孝です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問を致します。事前に質問を通告致しておりますが、答弁の内容により、関連する事の再質問すること、また答弁者以外の執行部関係者に答弁を求める場合もあることを、事前に通告致します。

それでは、通告に従いまして、順に質問を致します。

1点目は、住吉地区区長会の統一要望書についてお尋ねします。

11月16日、住吉地区区長会会長他役員及び住吉地区住民1,315人の22地区区長の署名と住吉地区議会議員4名と合同で要望書を提出いたしました。

要望書は住吉公民館の新築建て替えであります。

石川町長はじめ、担当課長の出席のもと、坂尻会長より趣旨説明の後、意見交換を致したところであります。石川町長より、前向きな答弁を頂いたと感じておりますが、改めて、再度、考えをお聞き致します。

住吉地区の中心的な重要な施設であります。築34年経過しており、老朽化と地盤沈下の状況が急速に進んでいる状態の公共施設でありますので、来年度の当初予算編成に何らかの形で、対応を検討願いたいと思っておりますが、改めて考えをお聞き致します。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

山本議員にお答えいたします。

住吉公民館につきましては、軟弱地盤による敷地内での地盤沈下や、海岸沿いの低地に位置していることからの高潮、大雨による駐車場の浸水など、様々な問題を抱えております。

さらには、津波浸水想定地域にも指定されているところでもあります。

加えて、「能登中居鋳物館」と併設しており、その鋳物館と一体的に移転を考えなければならないなど、移転場所の立地条件につきましては、来館者の利便性に加え、標高や敷地面積など様々な課題がございます。

今後は、町全体の施設管理計画の中で、財政状況を考慮しつつ、地域の皆さんとも知恵を出し合いながら、地域の拠点施設としてのあり方も含め、検討してまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（吉村光輝）

山本裕孝君。

#### ○5番（山本裕孝）

石川町長、住吉地区区長会会員として出来ることは全面的に協力いたしますので、最後は石川町長の決断に期待しています。よろしくお願いします。

2点目はキャッスル真名井の星空観察室天文台「宙」についてお聞き致します。

キャッスル真名井は平成元年に完成して、約32年を経過しております。現在、指定管理者の株式会社セオリーに委託していることではありますが、2階の星空観測室及び開閉式ドーム内の天体望遠鏡は故障のため、使用できていません。

しかし、キャッスル真名井のパンフレット及びホームページでは、堂々と写真入りで宣伝しているわけでありませぬ。

早急な対処を望みますが、いつ頃から故障して、そのままに放置していたのか、また付属のパソコンも古く換気装置も正常なのか、今まで管理はどうしていたのか、今後の対応も含み、考えをお聞きいたします。

また、京都の株式会社西村製作所のホームページに納入実績に掲載されておりますが、過去に危機の管理やメンテナンス等、相談をされたことはあるのでしょうか。

お隣の能登町では柳田星の観察館「満天星」としてプラネタリウムと石川県最大の60cm反射望遠鏡を設置し、天体観望会として企画実践をしております。是非参考にしてください。答弁を求めます。

#### ○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

#### ○観光交流課長（中瀬寿人）

山本議員の質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、キャッスル真名井の星空観測室は、城風コンベンションホールの最上層部に、直径400ミリの大型天体望遠鏡を備えた、ドーム型の天文台として平成



3年に完成し、30年近くが経過したところであります。

本町の由比ヶ丘台地に立地する当該施設は、視界が広く開け、外灯や街明かりに影響のない観測適地であり、無料で気軽に星空の世界が楽しめることから、これまで多くの町民の皆様をはじめ天文愛好家の方々に親しまれてきました。

しかしながら、時の流れとともに利用者の減少や、施設の老朽化が進み、メンテナンスに多額の費用がかかることから、ここ数年は、事実上休眠状態の状況にあります。

また、隣町のようにプラネタリウムとして管理運営していくためには、学芸専門員の配置が必要となることから、町としても維持費及び修繕費や管理コスト等を精査し、今後どのような形で運営していく事が最善なのか、検討していきたいと考えています。

#### ○議長（吉村光輝）

山本裕孝君。

#### ○5番（山本裕孝）

中瀬課長、色々な諸問題はたくさんあると思います。しかし、出来れば来年度当初予算に計上できるように、調査・研究しまして対応を期待しております。答弁はいいませんがよろしくをお願いします。

3点目は小規模簡易水道についてお聞きいたします。

町内の小規模集落に於いて、地域住民が共同で水源を確保して、飲料水等に利用している地区があることはご存じかと思いますが、管理面での費用等で大変苦勞をしているとお聞きいたしますが、安全安心な町づくりの観点からして、町の対応をお聞きいたします。

#### ○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

#### ○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

現在本町における水道施設は、計画給水人口が5,000人以上の「上水道」が1ヶ所、100人以上の「簡易水道」が4ヶ所、50人以上の「飲料水供給施設」が3ヶ所ございます。他には、50人未満の「小規模簡易水道」や個人が設置した施設もございます。

これらの施設については、上水道は町が管理、運営を行っており、簡易水道及び飲料水供給施設等は集落で管理して頂いております。

近年の水道事業は、施設の老朽化に伴い、更新事業に多額の費用が予想されることや、過疎化や節水機の普及による水道使用料の減少などで経営の悪化が課題となっております。

特に経営については、適正な料金収入と管理費用などの収支のバランスを見極めながら余剰金により修繕費用を捻出することが基本と考えております。上水道に限らず、修繕費用の確保が難しい集落もあると聞いております。

現在、集落管理の修繕においては、多額の費用が発生するポンプや濾過設備など、いわゆる「基幹施設」については、町の補助制度を利用しながら、適正管理に努めて頂いております。

一方で将来必要となる設備更新費用の確保という観点から、適正な水道料金を設定して頂いて経営基盤の強化を図り、健全経営をお願いしているところでもあります。

今後とも町といたしましては、住民皆様のご理解、ご協力を得ながら「安全で安心な水の供給」に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○議長（吉村光輝）

山本裕孝君。

#### ○5番（山本裕孝）

吉田課長、今後特に個人が共同で設置した施設から、責任者から要望がありましたら、是非また配慮して対応して頂ければと。答弁はいりません。

4点目は老朽空家対策と解体に伴う産業廃棄物処理対策についてお聞きいたします。

特に県道・町道にそって建つ老朽危険空家等の対策は今後、さらに加速する可能性があります。

個人所有物件であります。特に道路に接した危険空家は、万一地震その他の災害時に倒壊して通行の妨げになることもありますし、また地域の景観上、決して良いことではありません。

現在、町には空家対策解体費の補助制度はありますが、解体費用と補助費用の差が大きく、現状のままで放置しているケースが多く感じられます。今の現状でよいものか、考えをお聞きいたします。

また、解体する業者によっては、安く処理するため、違法な作業も考えられますが、産業廃棄物の不法投棄に対して監視体制等も併せて、考えをお聞きいたします。

#### ○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

#### ○観光交流課長（中瀬寿人）

山本議員の質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本町には、老朽危険空き家除去費補助金交付制度があります。所有者からの申請に基づき、特定危険空き家としての認定を受ける必要があります。基準に

は、そのまま放置すれば倒壊等、著しく危険となる恐れのある状態で、それぞれ項目ごとに数値化し、適否を判定しています。

該当した場合には補助対象としており、補助額は事業に要する費用の3分の1とし、50万円が限度額となっております。

今年度はすでに、4件が同制度を活用し、建築物を除去しており、さらに3件が除去中又は業者への発注中となっております。

尚、県内においては金沢市、七尾市、能登町など10市5町で同様の制度があり、補助率は3分の1や2分の1など、市町で違いはありますが、補助限度額は概ね50万円となっております。

そのことから、本町の補助限度額設定において、参考とさせて頂いた経緯があります。

さて、産業廃棄物処理の対策についてですが、同制度を活用する場合、石川県知事の許可を受けた解体事業者に請け負わせることを条件としており、産廃マニフェストの提出と解体後は更地となることから産業廃棄物は適正に処理されていると認識しております。

#### ○議長（吉村光輝）

山本裕孝君。

#### ○5番（山本裕孝）

中瀬課長ありがとうございました。

先ほど、ご答弁頂いた補助限度額が隣接市町が50万円と決めておられますけれども、この50万円に関して、解体費用とそれから補助に差があって、これがなかなか難しいかなと思いますけれども、その50万円について例えば増額するなどはいかがでしょうか。

#### ○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

#### ○観光交流課長（中瀬寿人）

山本議員のご質問で、限度額が50万円はいかがかということですが、先ほど申しましたとおり、限度額の設定においては隣接市町にならったものになります。ただし、あくまで危険空家というものは個人所有のものでございまして、個人所有のものに関して限度額をさらにということは、何らかの特定の事情がない限り非常に難しいことかなと思います。

#### ○議長（吉村光輝）

山本裕孝君。

○5番（山本裕孝）

課長、わかりました。

以上で、5番山本の質問を終わります。ありがとうございます。

---

◇

6番 大中 正司 議員

○議長（吉村光輝）

6番大中正司君。

（6番 大中正司 登壇）

○6番（大中正司）

6番大中正司です。通告に従い、2項目の質問をします。

1項目めは町立学校施設整備基本構想計画についてであります。この計画に関する議会議事録を読み返してみると、執行部の基本的な考えは以下の2点に絞られるものと理解しております。

まず第1に、児童数の状況と社会性教育の観点から小学校の統合は避けられないと考えている事。第2に町立学校施設整備基本構想計画検討委員会の意見を尊重して方向性を示したいと思っている事。

このように受け止めた上で質問を続けたいと思いますが、これ以降の質問では「町立学校施設整備基本構想計画」を「構想計画」に、また「町立学校施設整備基本構想計画検討委員会」を「検討委員会」と省略いたします。

この計画の決定について布施教育長は議会答弁で「最終的には町長が判断してくださると思っている」と発言されていますが、そこで判断材料として大変重要なものが「検討委員会」から来年提出されることになっている「構想計画」であろうと思います。

「検討委員会」は今年7月から始まり、現在のところ第3回まで実施されており、私は第2回と第3回を傍聴させていただきましたが、委員の皆さんはそれぞれ学校教育について一言をお持ちの方々に、毎回活発に発言をしていただいております。

そこで教育委員会に伺います。

懸命に委員会の運営に汗を流している事務局には大変失礼な問いかけですが、私がこれまでの議論を傍聴する中で、往々にして事務局側と委員との間で論点のバランスの取り方、つまりどのテーマに重点を置くかという問題意識に食い違いがあるように感じる場面がありました。

布施教育長は議会答弁の中で「現在の検討委員会で十分に検討しようと考えている」「ただし100年計画みたいなものだから、この先いろんな問題を投げかけて、委員会の方達から幅広いご意見を集約してまとめていただきたいと思います」と述べられてい

ますが、まさにいろんな問題がある中でも最も時間をかけなければならないのが、統合に係る問題であり、そこでは何より児童生徒ファーストの観点で議論しなければならないことに異論はないはずです。

統合に係る議論の本番はこれからだ、ということであるならば私の早とちりかフライングなので前言は撤回しますが、この点について事務局はどのように感じておられるのでしょうか、見解をお聞かせください。

#### ○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

#### ○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

これまでの検討委員会では、児童生徒数の今後の推移や学校施設の現状についての説明、またこれまでの学校統合時に出された意見や要望等を中心に説明を行ってきたことから、委員の皆様と論点を共有できていなかったことは、反省すべきものであると感じております。

今後は、これまでの議論を踏まえ、学校現場からの意見として、学校長より児童生徒にとって、より良い教育環境について意見を求めることとしております。

この意見を基に、グローバル化、情報化する社会の中で、子どもたちの将来のために必要な知識や力を備えさせることができる学校教育の実現のために、具体的な方向性を示すためにも、委員の皆様と議論を深めたいと考えております。

#### ○議長（吉村光輝）

大中正司君。

#### ○6番（大中正司）

その議論をですね、来週9日に第4回ということで予定されていると聞きました。それからが本番の議論になるんだろうというふうに思いますので、私もまた傍聴させて頂きたいと思います。確か回数は6回。4、5、6回で確か終わる。7回でしたっけ。いずれにしても、これに時間を充分にかけて、消化不良のないようお願いいたします。

もう1点。樋爪事務局長の答弁によれば、業者が「町立学校施設整備基本構想計画策定業務委託」を128万円で請け負い、その委託内容は「今後の児童生徒数の推移から、必要となる小中学校の施設規模の算定を行う」とのことでありました。

そして年内にはその成果を委員会に概略を示したいとのことですが、そもそも「小中学校の施設規模の算定」という意味がよく分かりません。

どのような成果を期待しているのでしょうか、具体的にお聞かせください。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

小中学校の施設規模の算定であります。今後の児童生徒数の推移や、限られた敷地の中で、どのような学校施設の建設が可能なかを検討しているところであります。

具体的には、必要教室数の把握やグラウンドの確保、学校給食調理場の新設や新たな学校施設の建設費用等について概算にて積算を行っているところであります。

まとめ次第、検討委員会に提出し、学校施設の方向性を検討するための基礎資料として活用したいと考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

業者の算定がでるの確かは年内と仰ったと思いますけれども、そのスケジュール的なことが気になるんですよね。9日に本番の議論があるのに、時間をかけて結論めいたものが出る。そして一方では業者が、何を基礎に必要規模等を算定するのか分かりませんが、それはそれで並行してやると。ということは委託によって算定されたその小中学校の施設規模と、委員会でこれまで重ねてきた議論による方向性との調整がどうなるのか気になります。

これまでの進捗状況は、検討委員会については、先刻ご存じのとおりでありますけれども、業者の算定は出てくるまで何も分からない。分からないまま議論を進めているのが現状ではないでしょうか。普通に考えれば、検討委員会の議論を経て出された答申に、執行部の方向性を加えた上で、業者に委託する、というのが手順だと思いますが、これ先ほど伊藤議員も何か触れたと思いますけれども、順番、何かスケジュール的に違うような気がします。

例えば、統合の形は、小学校2校の統合か、小中学校3校の統合か。どちらかの選択によって検討課題が大きく違ってきますし、規模も違ってきます。統合する場所をどこにするか、そして学童保育をどうするとか、等について方向性を決めてから判定を委託した方が効率がよいのではないかと思います。そのあたりを事務局はどのようにそのスケジュールをコントロールしているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

現在、検討委員会の方では、これからの教育課題について議論いただいて、小学校の統合についても、議論いただいています。方向性についてはこれから示していくこととなりますが、もう一方の業者の方のお話につきましては、当然学校を新しくする場合は、多大なる財政負担がこれから必要になります。その部分も財政負担がいくらになるのか、仮に校舎を建設した際のこれからの作業スケジュールとかも出てきますので、そういう整備も今行っています。また、併せて、新しく学校がなった場合は当然その60年間くらいの財政負担の必要性が出てきますので、そういう費用負担の面も業者の方に算定をお願いしています。それらをまた検討委員会の方にお示しをした上で、皆さんと議論していきたいというふうに考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

今のご答弁、検討委員会の方では小学校の統合と言いつらられていましたけれども、それはまだ小学校だけなのか小中学校なのか決まっていない。なので、訂正して頂きたいと思えます。

それから業者に関して言えば、財政負担とか作業スケジュールというふうに言われましたが、これも造る形・規模によって様々ですよね。小学校だけなら違うだろうし、小中学校ならもっと大きいだろうし。その辺は並行してやるんですか。小学校ありきでやるんですか。どうなのでしょう。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

現在、業者の方に作業を依頼しているのは、例えば、パターンとしては2つあります。まず小学校を統合する。2つ目のパターンとしては、小学校を統合し、現在の中学校も老朽化が激しいと言うことですので、中学校も新たに建設をするという2つのパターンを今お願いしています。

当然その中では敷地というのにも限られていますので、現状ではどういう絵が描けるか、

ということも依頼しています。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

初めてそういう考えを伺ったような、そういう方向性で業者に発注をかけていることを伺いました。小学校統合か、小学校統合プラス中学校新築か、この2つですね。他のことについては、また別個考えるということになるのでしょうか。その辺の考えを、検討委員会にまだ伏せていますよね。何かしらこういう方法で発注かけているんだけど、という情報は流して差し上げないと、委員会は空回りしますよ。是非、十分に考えて委員会を運営して頂きたいと思います。

次に、教育長の計画への参画についてお伺いします。布施教育長は議会答弁の中で「自分お考えを押しつけてはいけないと考えているので、会議では意見を述べないでおこうと思っている」と言われました。それはそれで一定の見識だろうと思います。

しかし、私の知る限りですが、教育長は第2回、第3回の委員会には出席されていません。

教育長の先の答弁の趣旨は、出席しても委員の意見を傾聴することに徹するという意味だと理解していますので、出席してリアルな意見のやりとりや会議の流れをご自身の耳と目で確認することは重要なことだと考えます。

事務局からの報告だけで十分だとお考えでしょうか、あるいは出席しないことも教育長に何かお考えがあつてのことでしょうか。

またこの構想計画立案の過程で、教育長のお考えはどの時点で主張されるのでしょうか。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（吉村光輝）

布施教育長。

○教育長（布施東雄）

お答えいたします。

私の検討委員会への参画につきましては、第1回検討委員会開催の折、冒頭挨拶の中で、今後の学校施設の在り方について、幅広く委員の皆様から多くのご意見を頂き、より良い教育環境を整える必要があることから、私が出席することで、委員の皆様からの意見の妨げになってはいけないとの思いから、2回目以降の検討委員会には出席を遠慮しているところであります。

これまでの検討委員会での議論については、事務局より報告を受け把握しております



が、今後の検討過程におきまして、概ね方向性が見えてきた段階で、新しい時代にふさわしい学校施設について、委員の皆様のご意見をふまえて、私なりの考え方を述べたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

これまで第1回を出席して、2回3回の検討委員会を経て、折に触れて事務局から経過報告を受けていらっしゃると思うのですが、先ほど言いましたように、若干委員の中に、傍聴する私ですら、ストレスがたまるような運営だというふうに感じる場所があります。そのあたりについて、教育長はどのような感触をお持ちでしょうか。

○議長（吉村光輝）

布施教育長。

○教育長（布施東雄）

こういう大きな問題の検討委員会は、ともすれば、執行部側が描いた絵通りに総会で、専門家承認を得たから強引に短期間に行われる例がたくさんあるように思いますけれども、私がそういうふうにしたのは、いろんな立場の人が、いろんな観点から、将来の子ども達の学校施設の思いをどんどん発言してほしいという期待がございます。そのために、スケジュール通りの進行にならないことがあっても私は当然だというふうに思っています。いたずらに時間をかけるのもどうかと思いますけれども、6回か7回か、最初から計画されているようでありまして、それもしっかりまとまらなければもい1回2回増やしても何の不都合もないのではないかと、いうふうに思っています。そういう気持ちをどうか汲んでいただきたいと思っています。そして将来の子ども達にとって、町民の皆様も納得できる学校施設ができあがるということであろうと思います。

ただ、行政としては大きなプロジェクトをするので、そのために一定程度の大きな予算が必要なことからできるだけこういうことも、行政のデータとしてもっておきたいということから、足を踏み出したかもしれませんが、専門家ではありませんのでその辺のことが分からないので、コンサルタントにお願いしたという経緯があるのではないかなというふうに思います。それも含めて、検討するべきだと思っておりますので、ご理解の方お願いいたします。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

## ○町長（石川宣雄）

今の局長あるいは教育長の答弁についてひとつだけ、私の方から。日頃から町の中にはたくさんの委員会がございます。したがって、その委員会に相談をされることも事実上大事なことであるのだらうと思いますが、相談を受ける場合には、必ず、相談者の答えを持った上で、委員会に臨めと言うことを指導しております。

というのも、今から25、6年前の穴水町の小中学校の新築工事を見れば明らかであります。諸橋小学校・兜小学校・穴水小学校・向洋小学校・向洋中学校というのが全て新築されました。これは、検討委員会の中で議論を重ねている内に、それぞれの地域から、あるいはそれぞれの出身の議員の中から、いろんな発言が出て参ります。すると、最後はお互いのエゴの荒し合いになってしまいます。そうすると、どこかが強引に「じゃあしやあないな。建設しなきゃいかんかな」となればですね、我も我も俺もと、みんなが新築しなければならないという、言葉は適当でないかもしれませんが、悲劇が起こると思うんです。わずか10年しか使っていないです。子どもの出生率から見ると、簡単に見通せるはずなんです。それにもかかわらず新しい校舎を建て、借金をたくさん抱えたまま、使ったのはわずかに10年です。そういうことになってはまずいと思うんです。

したがって、しっかりとした答えを持った上でですね、検討委員会に臨んで皆さん方の意見を聞くと、そうすると、A案B案C案、いろんな意見が出てくると思うんです。その都度、まあ、こういう意見をいただきましたが、こういう理由でこっちの方がいいのではないか、というようにある程度指導して進めなければならないと思うんです。全て行政の言うように、淡々と、行政が描いたスケジュール通りに進めるのではなく、いろいろ意見も聴くが、それに対する説得力が必要だと思うんです。それで進めないことには、いつまでたっても結論がでません。いろんな意見が出てきてですね、全ての望みを叶えるわけにはいかないんです。答えは一つしかないんです。ではそれをどうやってまとめるのか、誰がまとめるのか。簡単にまとまらないと思います。そうすると終いに、それぞれのエゴが出ますから、争いになってしまっただけで地域間競争になってしまっただけで、ということになると思うんです。できるだけ自分たちの近いところに、都合のいい場所になってほしいというところがあるかと思うんです。

それでいろいろと意見を聞いた上で、コンサルタント業者にこういう方向性でひとつ計画したいというふうに発注するのが順番じゃないかなと、私は思っております。参考までに。

## ○議長（吉村光輝）

大中正司君。

## ○6番（大中正司）

町長の今の考え、承りました。仰るように、過去に学校をどうするかという話で、無駄な投資をしてしまったという悔いもあるのでしょうかけれども、一方で行政、執行部側に基本的なこうしたい、という思いがあるのなら、その上で検討委員会を開くのであれば、検討委員会に期待するものというのは、執行部が今まで気がつかなかった新たな視点とか観点とかが気づきがあるかどうかだろうと思うんです。真っ向からガラッと変わる、180度変わるような方針が出てくるはずない。それを真摯に受け止めるためにも、基本はこう考えている、どうでしょうか、という方向で進めていかないと、時間ばかりかかって「なあなあ議論」が進むと思います。

ですから、この後、3、4か4、5、6かあるいは教育長の仰る7、8回になるのか分かりませんが、教育長の主導手腕に大いに期待いたします。

最後になりますけれども、石川町政における政権与党との連携についての見解と、現実の連携の有無について伺います。

10月に羽咋市長選挙が行われました。当選されました岸博一氏にお祝い申し上げます。

さて、その1ヵ月後の11月8日北陸中日新聞に「誰のための政治」というタイトルで記者コラムが掲載され、私自身その内容に大いに共感するところがありました。

質問に関連しますので、ここで改めて読ませていただき、傍聴の皆様にもお聞き頂きたいと思います。

「新人同士の一騎打ちで激戦となった石川県羽咋市長選。

選挙期間中、自民党会派の市議や、支援を受ける候補らが強調したのが政権与党・自民との連携だった。「自民党であれば予算が下りる」と訴える声まであった。

気になったのが、一部の国会議員がそれに同調するような言動をしたことだ。

裏を返せば、同党が支援する候補が市長にならない限り、全く同じ事業でも積極的には進めることができないということになる。

果たして、そうなのか。政権与党と近くなければ地方自治体の事業が進まない現実があるとすれば、それこそが問題だ。

選挙で政治的立場が問われるのは当然だが、特定の政党と遠近で予算が決まるというのは、思想や信条ですらない。

誰のための選挙か、誰のための議員か。消化しきれない疑問が、今も残っている。」

というのが内容でありまして、念のため質問通告にも書き添えてあります。

石川町長は今年度から自民党穴水支部長を務めておられると聞いております。

特別職公務員である町長は政治活動の禁止規定の対象外ですから、それ自体は何の問題もありませんし、日常的には原則として公務と政務のけじめはつけておられることと思います。

したがって石川町政においては、よもやコラムに書いてあるような考えや現実は断じてないと信じておりますが、無礼を承知で敢えてお尋ねいたします。

このコラムに対する石川町長の見解と、石川町政における政権与党との連携部分をお聞かせください。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

お答えいたします。

今ほど大中議員がですね、新聞のコラムに共感する部分があると仰るが、どの部分に共感するのか、もし良かったら教えていただきたいなと思っております。

他市町村の選挙結果や一記者のコラムの内容についてコメントする立場にはございませんが、あえてお答えをするなら、指摘された発言につきましては、選挙期間中の発言を指して書かれたものと理解をしております。

ご承知のように首長選挙では、相手候補との差別化や優位性を選挙民にアピールする必要がありますので、発言も多少過激になることがあるかなと思っております。

また、首長はそれぞれに掲げた公約の実現を図るために、政治信条や立場を表明し、地元選出の与党議員などと良好な関係を築き、円滑な行政運営に努める事が大変重要であると思っております。

私自身もそのように取り組んできたところであり、今後とも、これまで以上に、町政の発展と町民の福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上が用意した答弁であります。納得できないと思っております。もう一步踏み込んだ回答がほしいのであれば、関連質問いただければ、お応えさせていただきます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

微妙な質問に真摯に答えていただきありがとうございます。私が共感を覚えるというのは、あえてどことは言いません。全てと言ってもいいんですけども、要するに特定の政党との遠近が、町政が大きく影響されるというのは、私の感覚からすれば違うし、記者が言うことに共感する、ということでもあります。いずれにしましても、この議論はたぶん、果てしないものだと思いますし、今ここでやったら30分ではつきませんので、また改めて話をお聞かせ願いたいと思っております。

今日のところはこれで質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。



## 1 番 佐藤 豊 議員

### ○議長（吉村光輝）

1 番佐藤豊君。

（1 番 佐藤豊 登壇）

### ○1 番（佐藤豊）

1 番佐藤豊です。6 番目の質問者となりましたが、もうしばらくよろしくお願ひいたします。それでは通告に基づきまして、一問一答にてお伺いをします。

今回は、穴水町公共施設等総合管理計画の取り組みについてお伺いします。

平成29年3月に、穴水町公共施設等総合管理計画が作成され、3年半が経過しておりますが、これまでの取り組み及び進捗についてお伺いします。

この計画の目的は、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要としています。

また、公共施設等の建設、維持、運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）を推進し、持続可能で豊かな町をどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われているとも言っています。

次の点についてお伺いします。1 点目として、公共施設の現状をどこまで把握しているのか、という点で、今後修繕等も含め必要とされる施設の件数。今後不要と思われる施設の件数。不要施設の今後の処置対処をどのように検討しているのか。2 点目はPFI・PPPの進捗状況はどこまで進んでいるのか。3 点目は自治体の知恵と工夫が問われるとありますが、具体的にどのような検討を行っているのか。4 点目は本町を取り巻く多くの課題に対し、町民と共にその課題に取り組むとあるが、町民との協議機関を設けているのか、またどのような取り組みを行っているのか、お伺いをいたします。

### ○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

### ○管理課長（小谷政一）

お答えいたします。

9 月議会定例会でも同様の質問にお答えしましたが、平成28年度に策定した公共施設等管理計画にあるとおり、施設ごとの存続、縮減、統廃合などを明示する、「個別施設計画」の業務委託を発注しており、今年度中の策定に向け進めているところですが、コロナ感染症の影響もあり遅れている状況であります。

まず公共施設の現状ですが、建築系施設の件数は203施設あり、当町の公共施設の道

路、橋梁等のインフラを除く町民1人当りの面積は12.9㎡であり、全国平均に比べ約4倍の面積を保有しており、それだけ維持管理費がかかっていることから保有公共施設量の適正化が求められております。

不要と思われる施設の件数や今後の対処についてですが、現在実施している業務委託の中で1次評価として施設ごとの年間コストや利用率が算出され、2次、3次評価で、地域の実情や町の施策などを踏まえ、存続、縮減、統廃合等の方向性について検討し、保有資産の削減目標も決めることから、廃止となる施設についても計画的に除却していくこととなります。

PFI・PPPの進捗状況については、現在指定管理を行っている施設が45施設あり、その指定管理を現状維持できるよう努めてまいろうと考えております。

自治体の知恵と工夫につきましては、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るため、町と民間が連携し検討を行っていきたいと考えております。

最後に、協議機関に関しては、「個別施設計画」の策定後、計画目標の達成に向けて町民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

#### ○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

#### ○1番（佐藤豊）

今ほど個別業務委託、施設ごとに存続、維持、継続等をしていただくという事だったんですが、そういったことをコンサルなりそういったところが要不要といったことまで判断していただくと言うことでしょうか。

#### ○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

#### ○管理課長（小谷政一）

コンサルが行う部分は、第1次評価でございまして、単純にその施設の年間コストですか、事業者によって利用率によって施設の方向性、要はセグメント分析というんですけども、伝票等の財務書類などの情報を元にしまして、施設、事業などより細かい単位で財務書類を作成しまして、コストなどの分析を行いまして、地域の実情、そういったものは第2次、3次の方で、町の方で行うことになっております。コンサルは単純に伝票ですか、利用者状況とか、単純な作業はコンサルの方で行って、その他は町の方で地域の実情に沿って進めています。

#### ○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、そういう計画ができて3年半ということでそういったことを含めて、そういった進捗データを進めていただきながら、町の公共施設の在り方を、十分に検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

2点目は、町が所有する核施設の維持管理費についてお尋ねします。

公共施設等総合計画によりますと、町民文化系施設他様々な施設が掲載されています。その数を私の方で計算しましたら、200カ所でしたが、先ほど課長の方から238カ所とお答えいただいています。

この中には、役場、病院等大きな施設から、公園のトイレ他駐輪場まで様々なものが含まれています。これだけの施設の年間維持管理費はどれくらいになるのかお答えいただきたいと思います。

まず1つ目として、町が委託している指定管理施設の施設数及び指定管理料、それと年間の維持管理費。2点目はそれ以外の施設の年間維持管理費についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

お答えいたします。

穴水町の指定管理施設数は45施設で、そのうち指定管理料が発生している13施設の指定管理料は平成30年度で50,839千円、維持管理費の合計額は26,440千円です。

それ以外の施設の維持管理費につきましては、庁舎等の行政系施設89,937千円や防災、学校教育、保健福祉施設等402,459千円で全体で492,396千円でございます。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

私もこれは、伊藤議員も最初にこういったことは私の方が聞きに行けば分かることなんですけれども、こういった予算の金額というのは、なかなか町民の方に見えてこないの

かなど、そういう思いもありますので、あえて質問させていただきました。仰るように、4億円強の年間維持管理費がかかっているよということなので、そういったことも含めて、最初の質問ではありませんけれども、この公共施設の在り方というのを十分に検討していただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

以上で、一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

ないようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

---

○議長（吉村光輝）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

---

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、議案第62号から議案第68号、及び議案第73号から議案第75号までの議案10件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第62号から議案第68号、及び議案第73号から議案第75号までの議案10件については、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第62号から議案第68号、及び議案第73号から議案第75号までの議案10件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。



以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これにて本日は散会いたします。

(午後 3 時 5 6 分散会)

令和2年第7回穴水町議会12月定例会議録

招集年月日 令和2年12月10日(木)  
 招集場所 穴水町地域情報センター 2階 研修室  
 出席議員 (10名) 議長 吉村 光輝 副議長 佐藤 豊  
 2番 湯口 かをる 7番 伊藤 繁 男  
 3番 田方 均 8番 小泉 一 明  
 5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝 純  
 6番 大中 正司 10番 浜崎 音 男  
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石川 宣雄	副町長	山岸 春雄
教育 長	布施 東雄	町 参 事	野見 佳賢
総務課 長	北川 人嗣	住民課 長	森下 和広
税務課 長	中島 秀浩	観光交流課 長	中瀬 寿人
会計課 長	関 則生	地域整備課 長	吉田 信之
企画課 長	宮下 謙二	教育委員 会長	樋爪 友一
管理課 長	小谷 政一	教務局 局長	菅谷 吉晴
いきいき課 長	笹谷 映子	総合病 院 長	
健康課 長		上下水道課 長	東 重雄
福祉課 長	佐藤 栄		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 係長 三宅 成子 主事 木場 早雪

## ◎議事日程

- 日程第 1、付託議案等の委員長報告
- 日程第 2、委員長報告に対する質疑
- 日程第 3、討論・採決
- 日程第 4、閉会中の継続審査及び調査

## ◎開議の宣告

---

(午前 10 時 00 分再開)

### ○議長（吉村光輝）

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

これより日程に基づき、議案第 62 号から議案第 68 号及び議案第 73 号から 75 号までの議案 10 件を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

## ◎付託議案等の委員長報告

### ○議長（吉村光輝）

教育民生常任委員会委員長伊藤繁男君。

(教育民生常任委員会委員長 伊藤繁男 登壇)

### ○教育民生常任委員会委員長（伊藤繁男）

議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託された議案について、12月8日に審査いたしましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

議案第 62 号は、令和 2 年度穴水町一般会計補正予算（第 8 号）であります。主な歳入は、児童福祉施設等感染防止対策事業、緊急包括支援事業各補助金等の新型コロナウイルス感染症対応分に加え、通常事業分として老人保護措置費事業負担金、障害者福祉サービス費給付費負担金、放課後児童クラブ整備費補助金等の民生費等であります。

主な歳出は、妊娠・出産準備期感染防止対策特例交付金、保育施設感染拡大防止に対する備品購入費、穴水町文化スポーツ振興事業団に対する経営支援の各補助金等、新型コロ

ナウウイルス感染症対応分のほか、心身障害者医療給付費、養護老人ホーム施設措置費、放課後児童福祉施設運営費や放課後児童クラブ改修事業補助金等の通常事業分です。

議案第63号・64号は、公共下水道・介護保険の各特別会計、議案第65号・66号は病院事業・水道事業の各会計、議案第68号は、穴水町子育て世代包括支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案第74号は穴水町国民健康保険税条例、議案第75号は輪島市穴水町環境衛生施設組合規約について、それぞれの一部を改正・変更するものであります。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、フィットネスジム運営にあたり、幅広い利用時間帯の活用や利用者増の確保に努めること。また、健康づくりに向け、新たな事業を検討すること。

コロナウイルス感染症拡大の影響に関わらず、穴水町文化スポーツ振興事業団の健全運営を図ること。

水道メータ検針員の状況を考慮し、無線ハンディシステムの広域導入について検討すること。などの意見がありました。

以上、付託されました議案について、執行部から詳細な説明を聴取して、慎重な審査の後、採決を行ったところ、当委員会として全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

また、教育行政について、会議規則に基づき、教育民生常任委員会を開催する予定であることを併せて報告します。

以上で当委員会の委員長報告を終わります。

## ○議長（吉村光輝）

総務産業建設常任委員会委員長佐藤豊君。

（総務産業建設常任委員会委員長 佐藤豊 登壇）

## ○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤豊）

議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託された議案について、12月8日に審査いたしましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

議案第62号は、令和2年度穴水町一般会計補正予算（第8号）であります。

主な歳入は、新型コロナウイルス感染症対応特別定額給付金補助金や県市町村振興協会臨時交付金等の新型コロナウイルス感染症対応事業のほか、地域公共交通確保維持改善事業や県防災総合訓練・機構集積協力金等のそれぞれ補助金に関する通常事業分です。

主な歳出ですが、新型コロナウイルス感染症対応事業分として、国民保養センターや四季彩々の指定管理施設に対する経営支援や農業機械導入支援の補助に関わるものです。

また、通常事業分として、庁舎外の施設使用料及び庁舎内会議室の環境整備等、庁舎耐震改修に伴うもののほか、生活路線バス運行や自主防災組織備品購入・有害鳥獣駆除・農地集積協力等に関する補助金や協力金、ケーブルテレビ文字放送システム更新費用負担金や湯ったり館の修繕等に関してです。

議案第67号は、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例、議案第73号は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、それぞれ制定・一部改正についてであります。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、指定管理施設に対する補助金の根拠を明文化すること。

庁舎耐震改修に伴う不具合は、通常業務に支障が出ないように適切に対処すること。

カキ生産者に対する新たな補償を検討すること。

イノシシの捕獲体制を強化すること。などの意見がありました。

以上、付託されました議案・報告について、執行部から詳細な説明を聴取して、慎重な審査の後、採決を行ったところ、当委員会として全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で当委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（吉村光輝）

これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

#### ◎委員長報告に対する質疑

---

#### ○議長（吉村光輝）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

#### ◎委員長報告に対する討論

---

#### ○議長（吉村光輝）

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

#### ◎採決



○議長（吉村光輝）

これより、採決を行います。

議案第62号から議案第68号及び議案第73号から75号までの議案10件を一括採決いたします。

各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。

議案第62号から議案第68号及び議案第73号から75号までの議案10件について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

おすわりください。

全員起立であります。

よって、議案第62号から議案第68号及び議案第73号から75号までの議案10件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

次に、発議第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

お座り下さい。

全員起立であります。

よって、発議第5号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び調査



○議長（吉村光輝）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第7回穴水町議会12月定例会を閉会いたします。

(午前10時14分閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和2年12月10日

議会議長 吉村 光輝

署名議員 小泉 一明

署名議員 佐藤 豊